

さいたま市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月31日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第58号

さいたま市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当の額等)	(管理職員特別勤務手当の額等)
第2条 条例第25条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。	第2条 条例第25条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。
(1) 行政職給料表の適用者でさいたま市職員の管理職手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第41号）別表の手当額欄に定める額（以下「管理職手当額」という。）が <u>145,000円</u> から <u>120,000円</u> までの区分のもの、医療職給料表(1)の適用者で管理職手当額が152,000円から132,000円までの区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が100,000円の区分のもの、医療職給料表(3)の適用者で管理職手当額が112,000円から100,000円までの区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が <u>145,000円</u> から <u>120,000円</u> までの区分のもの、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号。以下「任期付職員給与条例」という。）第7条第1項に規定する給料表（以下「任期付職員給料表」という。）の6号給及び7号給を受ける者並びに同条第3項の規定による給料月額（同条第4項の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の給料月額）を受ける者 12,000円	(1) 行政職給料表の適用者でさいたま市職員の管理職手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第41号）別表の手当額欄に定める額（以下「管理職手当額」という。）が <u>137,000円</u> から <u>112,000円</u> までの区分のもの、医療職給料表(1)の適用者で管理職手当額が152,000円から132,000円までの区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が100,000円の区分のもの、医療職給料表(3)の適用者で管理職手当額が112,000円から100,000円までの区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が <u>137,000円</u> から <u>112,000円</u> までの区分のもの、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号。以下「任期付職員給与条例」という。）第7条第1項に規定する給料表（以下「任期付職員給料表」という。）の6号給及び7号給を受ける者並びに同条第3項の規定による給料月額（同条第4項の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の給料月額）を受ける者 12,000円
(2) 行政職給料表の適用者で管理職手当額が <u>108,000円</u> から <u>80,000円</u> までの区分のもの、医療職給料表(1)の適用者で管理職手当額	(2) 行政職給料表の適用者で管理職手当額が <u>100,000円</u> から <u>77,000円</u> までの区分のもの、医療職給料表(1)の適用者で管理職手当額

が131,000円から80,000円までの区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が90,000円から78,000円までの区分のもの、医療職給料表(3)の適用者で管理職手当額が89,000円から68,000円までの区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が108,000円から80,000円までの区分のもの並びに任期付職員給料表の4号給及び5号給を受ける者 10,000円

(3) 行政職給料表の適用者で管理職手当額が68,000円から65,000円までの区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が69,000円の区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が68,000円から65,000円までの区分のもの及び任期付職員給料表の1号給から3号給までを受ける者 8,000円

2 条例第25条第3項の規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第3条 条例第25条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 行政職給料表の適用者で管理職手当額が145,000円から120,000円までの区分のもの、医療職給料表(1)の適用者で管理職手当額が152,000円から132,000円までの区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が100,000円の区分のもの、医療職給料表(3)の適用者で管理職手当額が112,000円から100,000円までの区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が145,000円から120,000円までの区分のもの、任期付職員給料表の6号給及び7号給を受ける者並びに任期付職員給与条例第7条第3項の規定による給料月額(同条第4項の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の給料月額)を受ける者 6,000円

(2) 行政職給料表の適用者で管理職手当額が108,000円から80,000円までの区分のもの、医療職給料表(1)の適用者で管理職手当額が131,000円から80,000円までの区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が90,000円から78,000円までの区分のもの、医療職給料表(3)の適用者で管理職手当額が89,000円から68,000円までの区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が108,000円から80,000円

が131,000円から80,000円までの区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が90,000円から78,000円までの区分のもの、医療職給料表(3)の適用者で管理職手当額が89,000円から68,000円までの区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が100,000円から77,000円までの区分のもの並びに任期付職員給料表の4号給及び5号給を受ける者 10,000円

(3) 行政職給料表の適用者で管理職手当額が65,000円の区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が69,000円の区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が65,000円の区分のもの及び任期付職員給料表の1号給から3号給までを受ける者 8,000円

2 条例第25条第3項第1号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第3条 条例第25条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 行政職給料表の適用者で管理職手当額が137,000円から112,000円までの区分のもの、医療職給料表(1)の適用者で管理職手当額が152,000円から132,000円までの区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が100,000円の区分のもの、医療職給料表(3)の適用者で管理職手当額が112,000円から100,000円までの区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が137,000円から112,000円までの区分のもの、任期付職員給料表の6号給及び7号給を受ける者並びに任期付職員給与条例第7条第3項の規定による給料月額(同条第4項の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の給料月額)を受ける者 6,000円

(2) 行政職給料表の適用者で管理職手当額が100,000円から77,000円までの区分のもの、医療職給料表(1)の適用者で管理職手当額が131,000円から80,000円までの区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が90,000円から78,000円までの区分のもの、医療職給料表(3)の適用者で管理職手当額が89,000円から68,000円までの区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が100,000円から77,000円

00円までの区分のもの並びに任期付職員給料表の4号給及び5号給を受ける者 5,000円

(3) 行政職給料表の適用者で管理職手当額が68,000円から65,000円までの区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が69,000円の区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が68,000円から65,000円までの区分のもの及び任期付職員給料表の1号給から3号給までを受ける者 4,000円

2 次に掲げる場合には、条例第25条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第25条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第25条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

00円までの区分のもの並びに任期付職員給料表の4号給及び5号給を受ける者 5,000円

(3) 行政職給料表の適用者で管理職手当額が65,000円の区分のもの、医療職給料表(2)の適用者で管理職手当額が69,000円の区分のもの、消防職給料表の適用者で管理職手当額が65,000円の区分のもの及び任期付職員給料表の1号給から3号給までを受ける者 4,000円

2 条例第25条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした指定管理職員（条例第8条第1項に規定する指定管理職員をいう。）又は特定任期付職員（任期付職員給与条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。）には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。